

姫 監 公 表 第 5 号

平成 2 3 年 5 月 1 2 日

姫 路 市 監 査 委 員	岡 本 喜 雅
同	福 本 正 明
姫 路 市 監 査 委 員 職 務 執 行 者	大 倉 俊 巳
同	山 本 博 祥

住民監査請求（市長公用車の目的外使用に係る経費の支出）
に係る監査の結果について

平成 2 3 年 3 月 3 0 日に受付した地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第 4 項の規定により次のとおり公表します。

第 1 監査の請求

1 請求人

姫路市 廣野 武男

2 請求年月日

姫路市職員措置請求（住民監査請求「市長公用車の目的外使用に係る経費の支出」。以下「本件請求」という。）に係る請求書（以下「本件請求書」という。）は、平成 23 年 3 月 30 日に提出されました。

3 請求人の主張

本件請求書に記載された請求の内容は、次のとおりです。（原文を抜粋して掲載。）

請求の趣旨

石見利勝市長は、地方自治法第 2 条第 1 4 項、同法第 2 3 2 条第 1 項、姫路市乗用自動車管理及び使用規程第 9 条に違反して公金の支出をしており、それに該当する費用を姫路市は石見利勝に返還請求をすることを求める。

請求の理由

石見市長は平成 23 年 2 月 20 日に公用車を使用して A 議員の事務所開きに出席している。

この公用車の使用は明らかに個人目的であり公務ではない。

首長、議会は二元代表制であり、それぞれが独立した機関で特に議会は首長を牽制する立場であるにも拘らず市長が特定の議員を支援することは議会制民主主義を否定するものである。

（中略）

因って、地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、請求の趣旨に基づき姫路市は石見利勝に対し、必要な措置を求めるものである。

4 事実を証する書面

- ・平成 23 年 2 月 19 日及び同月 20 日の市長公用車運転日誌の写し
- ・姫路市長交際費の支出基準及び執行状況の公表基準

5 請求の受理

本件請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 2 4 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件を具備しているものと認め、平成 23 年 4 月 13 日に受理しました。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件請求の趣旨及び理由並びに陳述内容から、請求事項のうち、違法・不当な市長公用車の使用に係る「燃料費」及び「人件費」の支出について監査の対象としました。

しかし、「事務処理経費」については支出内容が特定されず具体性がないため、監査の対象とはしませんでした。

なお、上記請求事項については、請求人の陳述において確認しました。

2 監査対象部局

市長公室秘書課を監査対象部局としました。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、自治法第242条第6項の規定に基づき、平成23年4月26日に証拠の提出及び陳述の機会を与えました。

なお、請求人からは、監査請求陳述書の提出があり、本件請求についての補足説明がありました。その要旨は次のとおりです。

- (1) 姫路市乗用自動車管理及び使用規程（昭和57年訓令甲第8号。以下「公用車規程」という。）は、条例、指導要綱等とは異なり、市民に求めた規程ではなく、特別職を含めた職員に対しての規程であり、職員は自らを律するとともに市民に財政的損失を被らせないため、厳密に運用、遵守する義務がある。
- (2) 平成22年9月22日の決算委員会において関係局長が答弁したように「市長の身の安全、市長公用車での移動中の緊急連絡や緊急の指示等、運転手も守秘義務をもった職員が相応しいと考えている。」とするならば連絡員として秘書又は危機管理室の職員を同行すれば済むし、安全性の確保のため、秘書、運転手がどのような警護ができるのか、また姫路市長という立場で社会通念上、身辺警護の必要性はない。
- (3) 同年12月2日の関係職員陳述会において市の関係局長が主張するように、市長公用車を使用し、個人目的で送る場合と市長公舎（以下「公舎」という。）に送る場合において、「距離、時間が公舎に送る場合に比べて社会通念上、社会常識を大きく逸脱していなければ、公舎への送り迎えの代わりであると考えている。」のであれば、距離、時間に大差がなければ、規程に違背してもよく、大差があれば規程を遵守すると言うのは矛盾しており、公用車の私的使用が可能であるとは規程には書かれていない。
- (4) 同年12月14日の決算委員会において関係局長が答弁したように、「プライベートの場所へ送ることを目的としているわけではなく、通常公務が終了した

場合に自宅へ送る代わりとしている。」のであれば、最後の送り先がプライベートの場所であれば、それが目的になる。

- (5) 市議会議員の選挙の事務所開きに市長個人として出席することは、直ちに違法とは言えないが、二元代表制である首長、議会はそれぞれが独立した機関であり、市長が特定の議員の事務所開きに出席することは公務とは言えない。

出席するとすれば市長が個人の政治活動として出席するものであり、公用車を使用するのは違法、不当である。

- (6) 当該市議会議員の事務所開きへの出席に公用車を不正使用したことにより違法、不当に支出された「燃料費」、「人件費」及び「事務処理経費」を姫路市は石見利勝に返還請求をすることを求める。

4 監査対象部局の陳述

平成23年4月26日に、市長公室長ほか関係職員による陳述の聴取を行いました。

なお、陳述の要旨は、次のとおりです。

- (1) 市長公用車は、公舎から本庁舎までの移動、庁外で行われる様々な公務への出席や緊急の用務に関する移動にも使用し、移動中は、市長からの指示、副市長及び各局長等からの報告がなされる場合があり、こうした指示、報告等には機密保持を必要とする場合がある。また、市長として外部の人と会う場合でも、相手方のプライバシーに配慮する必要がある場合もある。さらには、移動中における市長の安全確保といった側面もあり、市長専用車両として運用している。
- (2) 市長公用車の取扱いは、特別の規定がないので、公用車規程に基づき使用している。
- (3) 市長公用車の日々の配車事務は、決裁を要しない。当日のスケジュールにより、随行職員と運転手が協議して行っている。市長公用車の管理責任者は秘書課長である。
- (4) 当日の運行経路、目的地や運転手の待機の決定は、当日のスケジュールにより、随行職員と運転手が協議して行っているが、状況によっては、市長が直接指示することもある。
- (5) 公用車規程第9条に「乗用車は、公務以外の用途に使用してはならない」とあり、市長公用車の使用にかかる公務については、市長が市を代表して行う市政運営上必要と認められる相手方との面談・懇談、意見交換、会合、式典等への出席、市の出先機関や市長として外部からの要請に伴う庁舎外での会議の出席、市長が市を代表して講義・講演をする場合など、市長の公務は多岐にわたるものであり、一概に市長の公務の範囲を決めるのは困難であると考えている。
- (6) 単にプライベートの部分だけで、市長公用車を使用しているわけではなく、公務終了後、公舎へ送る代わりに、公舎以外へ送り込むことや、公務に就く前に、公舎へ迎えに行く代わりに、公舎以外の場所へ迎えに行くことは、移動中における市長の安全確保といった側面もあることから、公務終了後に公舎へ送

ることや、公務前に公舎へ迎えに行くことと、同じ性質のものであると考えている。

市長公用車による送迎は、自宅への送迎が原則であるが、社会通念上それと同視できるような使用については、許容されるものと考えている。

- (7) 今回、監査請求があった事案について、2月20日当日の市長の動静は、12時から四郷町で、市議会議員の事務所開きに参加している。13時からは市民会館で開催された、姫路市母子・寡婦福祉大会（以下「福祉大会」という。）に参加した。

その後14時30分から、白浜で経済界関係者との面談があり、16時30分には公舎に戻っている。

- (8) 市長公用車の運行については、市長が公舎から出る前に書類を送り届ける必要があったため、担当秘書とともに10時55分に出庫し、公舎へ出向いた。公舎において市長に書類を手渡し、打ち合せをした後、市長は乗車せずに市長公用車はその場を出発し、13時からの福祉大会に参加する市長を乗せるため、四郷町に移動・待機し、四郷町での市長の用務が終了した後、市長が市長公用車に乗車し、市民会館へ向かった。

市民会館に到着後、待機し、福祉大会終了後、市長は市長公用車に乗り、面談場所である白浜に移動し、面談終了後に、市長公用車で公舎に送った。

- (9) 一般論として、市長の公務及びその範囲について、平成22年5月7日東京地裁判決では、平成18年12月1日の最高裁判例を引用した上で「地方公共団体の長は、自らの政策を掲げて立候補し選挙によって選出された者であるから、自らの政策実現への協力を期待しうる国会議員等を支持するため、事務所等を訪問することや激励する内容を含む演説を行うことは、地方公共団体の事務に含まれるものと解するのが相当である。」とされており、その公務該当性を認めているものと考えている。

- (10) 市長の公務及びその範囲については、本市における個々の具体的な市長の公務の実態に即して解釈する必要があり、画一的に決定できるものではなく、その地位の特殊性から、一般的な公務員とは異なり、公務及びその範囲を一概に特定することは困難であると考えている。

- (11) 平成18年12月1日の最高裁判決では、「地方公共団体は社会的実体を有するものとして活動するものであり、住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うものとされていることなどに照らすと、地方公共団体の長が各種団体の主催する会合に列席するなどの交際も、地方公共団体の上記役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的に見ることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、地方公共団体の事務に含まれるものと解されるのが相当である。」と判示されている。

- (12) 以上のことから、判例・裁判例は地方公共団体の長が出席する会合、交際等については、かなり広範にその公務該当性を認めているものと考えられ、換言すれば、明らかに公務とは考えられない、又は明らかに社会通念上儀礼の範囲

を超えている等の特段の事情が見受けられない限り、市長が行う面談、懇談等も地方公共団体の事務に含まれ、公務に該当すると解するのが相当であると考えている。

- (13) しかしながら、今回の事案では、市長自らが判断し公用車を使用せず、他の交通手段を利用して市議会議員の事務所開きに参加したことから、結果的に公務の取扱いとはなっていない。

5 監査の実施

監査対象部局に対して、関係書類及びその他の記録等の提出を求めるとともに、関係職員からの事情聴取も実施しました。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

- (1) 市長公用車の使用に係る規定

市長公用車は、公用車規程に基づいて運用されることとなっており、同規程第9条第1項では「乗用車は、公務以外の用途に使用してはならない」とされています。

- (2) 市長公用車の使用実態

関係部局の説明によると、本件請求に係る市長公用車の使用状況は以下のとおりです。

年 月 日	経 路
平成23年 2月20日(日)	公舎～四郷町～総社本町～白浜～公舎

- ・ 午前10時55分に出庫、午前11時30分に公舎で市長へ書類を渡し事務の打ち合わせを行った後、市長は他の交通手段を利用してA市議会議員の事務所が所在する四郷町へ出向いています。
- ・ 公用車は午前11時45分に公舎を出発し、午後0時15分に四郷町に到着、待機しています。
- ・ 午後0時30分に当該市議会議員の事務所開きに参加した市長が乗車、四郷町を出発し、午後0時50分に総社本町に到着、市民会館において市長は福祉大会へ出席しています。
- ・ 午後2時00分に総社本町を出発し、午後2時25分に白浜に到着、市長は経済界関係者と面談し、地域経済の情勢について意見交換を行っています。

- ・ 午後 3 時 25 分に白浜を出発し、午後 4 時 00 分に市長を公舎へ送り、午後 4 時 30 分に入庫しています。

2 判 断

公用車は、公用車規程第 9 条第 1 項の規定により「公務以外の用途に使用してはならない」とされており、当該規定は市長公用車にも適用されるものです。

市長公用車の使用については、用途における公務性の有無、公務日程を機動的かつ円滑にこなすための移動の迅速性や正確性の確保などの合理的な理由が必要であり、これらのことを総合的に勘案した上で、個々の事案ごとに適否を判断すべきだと考えます。

今回の事案においては、関係部局の説明によると、市長は公用車以外の他の交通手段を利用し、直接、A 市議会議員の事務所開きへ出席しており、当該事務所開き出席は公務の扱いにはなっていません。

一方、当該事務所開き出席後に、市長公用車を当該事務所への「迎え」に使用していることについては、迎え先の用務（市議会議員の事務所開きへの出席）や市長公用車の使用経路について課題はあるものの、公務である福祉大会に時間どおりに出席するため使用したとする理由には一定の合理性が認められます。

以上のことを勘案すると、本件請求に係る市長公用車の使用については、違法不当とまではいえません。

第 4 結 論

以上のことから、本件請求に係る市長公用車の使用に関する公金の支出は違法不当であるとする請求人の主張には理由がなく、当該公金を返還させる措置の必要性は認められないものと判断します。

第 5 意 見

市長の公務は広範多岐にわたり、公私の特定が困難であるとはいえ、市長公用車の使用にあたっては、市長の用務が「公務」に該当するか「私的用務」かについて、市長自らが市民の目線で、市民に誤解を与えることがないよう厳格に判断されるとともに、自治法第 2 条第 1 4 項及び地方財政法第 8 条に基づき「最小の経費で最大の効果を挙げるよう」「最も効率的に」使用すべきと考えます。